
特区制度を活用して取り組む 規制・制度改革事項等について（案）

2026年 7 月
内閣府
地方創生推進事務局



17の戦略分野等における投資促進につながる規制・制度改革の方向性

（特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等（概要・抜粋））

※【 】は提案者名（記載がないものは、提案者の意向により非公表）

- 「国家戦略特区等における規制・制度改革事項に係る提案 集中募集」（2026.3～4）等を踏まえ、「日本成長戦略」の実現や「地域未来戦略」の推進に向けて、戦略的投資促進につながる新たな規制・制度改革の方向性をとりまとめ
 - ※集中募集提案のうち方針未確定のものは継続して実現に向け協議（参考資料3参照）
- 特区における特例化が見込まれる措置については、提案主体を中心として、新たな区域指定を含めて活用区域を今後具体化

北海道におけるAI農業の促進

- **ロボットトラクタの公道自動走行の社会実装【十勝管内19市町村】**
 - ・ロボットトラクタの公道自動走行に向けて、2026年度より関係機関が連携して実証実験を開始、並行して必要な特例措置について早期に結論を得るよう検討
- **ドローン飛行の計画通報手続・日誌記載項目の簡素化【同上】**
 - ・ドローンによる農薬散布等を行う場合の飛行計画の通報手続及び飛行日誌の記載項目の簡素化について特例措置化を視野に検討、2026年度中に所要の措置
- **ロボットトラクタ等の遠隔制御等を可能とする通信環境整備【同上】**
 - ・遠隔監視・制御等に必要な低コストで利用可能な通信環境整備に向けて検討を進め、2026年度の可能な限り早期に所要の措置
- **公的研究拠点への人材配置・研究重点化【同上】**
 - ・農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点をAI農業の研究拠点として位置付け、同拠点に専門的知見を有する人材を配置

スーパーシティ型特区、連携“絆”特区等での取組加速化

- **医療DX活用による調剤業務外部委託の拡充【関係団体(関西圏)】**
 - ・医療DX活用を前提に、調剤業務外部委託範囲の拡大に関する実証を国家戦略特区において開始できるよう具体的な在り方を検討し、2026年度中に結論
- **遠隔制御等のための低軌道衛星インターネットの活用【北海道】**
 - ・ロボットトラクタの遠隔制御等でニーズがある低軌道衛星インターネットの陸上移動中の利用が拡大されるよう技術的な検討を進め、2026年度中に結論
- **歩行型ロボットの公道実証に関する基準明確化【仙台市、北九州市】**
 - ・フィジカルAIを活用した歩行型ロボットの公道走行基準を2026年末までに明確化

ロケットの高頻度打上げに向けた環境整備

- **射場・宇宙港における火薬類貯蔵の量的規制・基準の緩和【北海道、和歌山県、鹿児島県等】**
 - ・国家戦略特区制度の活用を通じて、提案主体を中心として、量的規制・基準の検討のための検証を実施、必要な規制・基準の緩和措置を講ずるかについて2026年度中を目途に結論
- **ロケット打上げ準備期間における火薬類の取扱い**
 - ・打上げ準備期間中の火薬類の取扱いについて2026年度中を目途に所要の措置
- **ロケット等搭載タンクに係る特別充填許可の取扱い【北海道、鹿児島県】**
 - ・高圧ガス保安法上の特別充填許可について包括的な許可を行い得ることを明確化し、また、関係者間の情報共有のため、2026年度中を目途に所要の措置

コンビナートにおける事業再編・産業跡地再生

- **コンビナート企業の事業再編等に伴う高圧ガス保安法の適用【山口県】**
 - ・保安規制の適用関係について、再編前と同様の取扱いが可能となる条件等を整理・明確化し、2027年度中を目途に必要な措置
- **コンビナートにおける保安管理体制の在り方の見直し【川崎市】**
 - ・エリアの保安を一体的・総合的に担う防災センター等が各事業所の体制を補完できるような保安管理体制の在り方を整理し、所要の制度整備を検討
- **コンビナート等の再生に向けた土壌汚染対策に係る制度の見直し【千葉県、山口県、川崎市等】**
 - ・適正な土壌汚染対策を維持しつつ、合理的なリスク管理に基づく制度の見直しを図るため、中央環境審議会で検討を進め、2026年度中に議論をとりまとめ、その結論を踏まえて所要の措置
- **大型液化水素貯槽に係る隔離距離等の制度合理化【川崎市】**
 - ・液化水素の漏えい・拡散リスクを2027年度中を目途に評価し、その結果を踏まえ、速やかに安全性評価手法の規格化等所要の措置

特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について(案)

2026年1月20日の第67回国家戦略特別区域諮問会議において、日本成長戦略の実現や地域未来戦略の推進に資する「国家戦略特区制度の新たな運営方針」が示されたことを踏まえ、2026年3月5日から4月30日まで実施した「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案 集中募集」等に係る規制・制度改革事項の早期の措置化に取り組む。

また、17の戦略分野における投資促進や産業クラスターの形成につなげていく観点から、以下に掲げる方針の下、戦略産業クラスター計画の策定状況や、地域の特性等を踏まえた地域限定の特例措置の検討状況等を踏まえつつ、新たな区域指定も含めた活用区域の具体化を図る。

(日本成長戦略の実現等に向けた規制・制度改革に関する方針)

● 半導体

- ・生産拠点等の整備やそのための人材確保等の課題をはじめとする半導体関連産業を取り巻く状況を鑑み、大規模な設備投資に必要な手続の迅速化・円滑化など、半導体産業クラスターの形成等を図るため必要な措置を検討する。

● 造船

- ・国際競争力の確保に向けた事業所の規模や建造能力の拡大、人材の確保等の課題をはじめとする造船関連産業を取り巻く状況を鑑み、事業用地の確保等の大規模な設備投資に必要な手続の迅速化・円滑化など、造船産業クラスターの形成等を図るため必要な措置を検討する。

● 宇宙

- ・射場・宇宙港でのロケットの高頻度打上げや継続的な技術革新に対応していくため、安全確保を大前提として、火薬類取締法や高圧ガス保安法等における必要な措置を検討する。

● GX

- ・GX戦略地域におけるGX型の産業クラスターの形成を後押しするため、コンビナート等の再生及びデータセンターの集積の加速化に必要な投資環境整備として、高圧ガス保安法、土壤汚染対策法、エネルギー供給構造高度化法等に関する必要な措置を検討する。

1. 新たに講ずべき具体的な施策

(北海道における AI 農業の促進)

- ・ AI 農業研究の拠点化や、AI 農業技術の開発・実証、実装環境の整備を図るために必要な措置を講ずるとともに、新たな区域指定も視野に入れながら、AI 農業の促進に向けた取組を推進する。

● **ロボットトラクタの公道自動走行の社会実装に向けた環境整備**

- ・ 地理的に分散した農地で大規模な農業経営が行われている北海道十勝地域では、労働力不足と経営規模拡大といった課題に対して、スマート農業技術を活用し、現行のロボットトラクタに必要な改良を加え、一定の条件の下で公道における自動走行（ロボットトラクタと有人トラックの隊列走行）を可能とすることが有効な解決策となり得る。

地域の交通量等の実情に応じた簡易な条件設定等による特定自動走行を目指し、ロボットトラクタの公道自動走行を実現するため、2026 年度より、関係機関が緊密に連携し、実証実験を段階的に実施する。

特定自動運行が可能なロボットトラクタの開発・普及を促進するためには、社会実装の制度的な整備も同時に進めることが重要であることから、必要な特例措置について、実証実験と並行して、内閣府、警察庁、国土交通省が具体的な制度内容について早期に結論を得るよう検討し、特例措置の枠組みを明らかにする。

● **ロボットトラクタ等の遠隔監視・制御等を可能とする通信環境の整備**

- ・ ロボットトラクタ等のスマート農業技術に関して、国家戦略特区において実証実験や社会実装を進めていくためには、遠隔監視・制御や映像転送の向上に必要な低コストで利用可能な Wi-Fi 環境を整備することが重要である。このため、850MHz 帯に広帯域小電力無線システムを、送信時間率（1 時間当たりの総和制限）を設けずに導入できるよう検討を進め、2026 年度の可能な限り早期に所要の措置を講ずる。

● **ロボットトラクタ等の事故リスク軽減のための安全性確保ガイドラインの改定**

- ・ ロボットトラクタの普及拡大に向けては、ロボットトラクタが対応可能な作業機の種類を拡大すること、作業の種類等に応じた安全対策を講ずることが有効である。このため、2026 年度より、関係機関が緊密に連携して実証実験を実施し、その結果を踏まえ、ほ場で使用する際の事故リスクを軽減するための「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」をできる限り

速やかに改定する。

● ドローン飛行における飛行計画通報手続及び飛行日誌記載項目の簡素化

- ・ドローンによる農薬散布や夜間の鳥獣実態把握などを行う場合における飛行計画の通報及び飛行日誌の作成について、北海道十勝地区において、手続負担が大きく迅速な作業実施の支障となっている実態があるため、特例措置化を視野に入れながら、飛行計画の通報手続の簡素化及び飛行日誌の記載項目の簡素化について早期に検討し、2026 年度中に所要の措置を講ずる。

● ドローン飛行における幹線道路横断に関する規制緩和

- ・生乳検体、農業資材等の輸送の効率化を図るため、ドローンによる目視外飛行について、安全性確保に必要な措置がとられることを前提に、幹線道路においても、交通量が少なければ横断可能とすることについて早期に検討し、2026 年度中に所要の措置を講ずる。

● 農薬を使用する者が遵守すべき農薬の総使用回数の算定方法の明確化

- ・農薬を使用する者が遵守すべき農薬の総使用回数について、効率的な農薬散布等を図る観点から、農薬をほ場に散布した回数ではなく、ほ場内の同一の農作物に農薬を散布した回数で算定することを明確化するため、2026 年夏を目途に、総使用回数を規定している農薬取締法施行規則を改正するとともに、解釈通知を発出する。

● 農村産業法における土地利用調整の考え方の明確化

- ・農業系テック企業の立地促進を図るため、提案主体に対し、農村産業法に定める実施計画を策定する場合における雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業の土地利用調整の考え方を明確化するため、2026 年中に必要な措置を講ずる。

● 公的研究拠点への人材配置及び研究の重点化

- ・農業の構造転換が進んでいる北海道十勝地域をはじめとして、北海道において次代に向けた AI 農業の開発・実証を図るため、農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点を AI 農業の研究拠点として位置付けるとともに同拠点に専門的知見を有する人材を配置し、AI 農業関係の研究に重点的に取り組むことができる体制の構築を、2026 年度中に図る。
また、革新的な産業技術を重点産業技術として指定し、重点産業技術に関する研究及び開発を事業者と共同して行うための体制を有する研究開発機関を認定する制度を創設するための産業技術力強化法の一部を改正する法律が

2026 年 6 月に成立し、公布された。

(ロケットの高頻度打上げに向けた環境整備)

● 射場・宇宙港における火薬類貯蔵の量的規制・基準の緩和

- ・ロケットの打上げ等を安全かつ効率的に行える環境を整備するため、国家戦略特区制度の活用を通じて、提案主体を中心とする、安全性と効率性を両立し得る量的規制・基準の検討のための検証を行うこととし、当該検証結果を踏まえ、必要な規制・基準を緩和する措置を講ずるか否かについて、2026 年度中を目途に結論を得る。

● ロケット打上げ準備期間における火薬類の取扱いの明確化

- ・火薬類について、一日の消費作業終了後において火薬庫に貯蔵せず、消費場所に残置させることができる「やむを得ない場合」として、ロケット打上げ準備期間が含まれる旨を明確化するなど、2026 年度中を目途に所要の措置を講ずる。

● ロケット等搭載タンクに係る特別充填許可の取扱いの明確化

- ・人工衛星及びロケット搭載タンクへの燃料の充填については、高圧ガス保安法に基づく都道府県知事等が行う特別充填許可の対象となり得るとともに、打上げごとの許可ではなく包括的な許可を行い得ることについて明確化する。また、これらの特別充填許可制度の円滑な運用に資する関係者間の情報共有について必要な検討を行い、2026 年度中を目途に所要の措置を講ずる。

(コンビナートにおける事業再編・産業跡地再生等)

● コンビナート企業の事業・組織再編に伴う高圧ガス保安法の適用関係の整理

- ・脱炭素化、国際競争力強化に向け、コンビナート企業にあつては、業務・事業の外部化、分社化等の事業・組織再編が今後一層進むと見込まれる。これに伴い、一つの事業所が分割され、複数の事業所として施設・設備の管理運営が行われることとなった場合には、高圧ガス保安法における境界・保安距離規制等を満たせないケースが生じ得る。このため、同法上の保安規制の適用関係について、再編前と同様の取扱いが可能となる条件等を整理・明確化し、2027 年度中を目途に必要な措置を講ずる。

● コンビナートエリアにおける保安管理体制の在り方の見直し

- ・コンビナートの再生に伴い、単一企業が立地していたエリアに複数企業が立地する動きが進んでいる。こうした状況に対応し、高圧ガスの保安管理体制

を事業所単位で整備するよう求める高圧ガス保安法の規制について、当該エリアの保安を一体的・総合的に担う防災センター等が、各事業所の保安管理体制を補完できるといった保安管理体制の在り方等を整理し、所要の制度整備について検討を行う。

● コンビナート等の再生に向けた土壤汚染対策に係る制度の見直し

- ・コンビナートなど産業跡地の再生（ブラウンフィールド再開発）を進める上では土壤汚染対策法の運用が障壁になる場合がある。適正な土壤汚染対策を維持しつつ、合理的なリスク管理に基づく制度の見直しを図るため、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会土壤制度小委員会において検討を進め、2026年度中に議論のとりまとめを行った上で、その結論を踏まえできる限り早期に所要の措置を講ずる。

● 大型液化水素貯槽に係る離隔距離等の制度合理化

- ・液化水素貯槽については、安全性を担保するため、高圧ガス保安法において保安物件との離隔距離規制等が設けられている。今後、水素の利活用が広がる中で実装が見込まれる、大型の液化水素貯槽を対象に、2027年度中を目途に、NEDOの実証事業の成果を受けて、液化水素の漏えい及び拡散に係るリスクを科学的に評価する。また、その評価結果を踏まえ、速やかに安全性評価手法の規格化を行うなど所要の措置を講ずる。

● CCS 導入時の残ガス性状変化を踏まえた排ガスの規制制度の見直し

- ・CCS の導入によって CO_2 が除去された残ガスは、 NO_x ・ SO_x の排出量は変わらないものの濃度が相対的に上昇し、現行基準に抵触することとなる場合がある。一方、残ガスの性状は発生源となる施設・設備や燃料、 CO_2 分離回収の方式等によって多様であり、環境への影響については個別に評価する必要がある。このため、2026年度から排出実態等の調査を開始し、人の健康や生活環境等への影響を考慮した上で、濃度基準の適用や総量規制との関係を含め、制度見直しの可否と方向性を検討する。

● 工場立地法における壁面緑地の算定方法の見直し

- ・工場立地法上確保すべき緑地面積の算定に当たり、壁面緑地に係る面積の測定方法における現行の取扱いについて、壁面緑地の実態をより適切に評価する観点から、産業構造審議会における議論を踏まえ、壁面の正面から見た面積（鉛直投影面積）で算定できることとする方向で検討し、2026年度中を目途に工場立地法運用例規集の見直し等、所要の措置を講ずる。

● 非化石証書制度の見直し

- ・電力需要が大きいデータセンターにおける安定的な電力の確保と脱炭素化を進めるため、電力と非化石証書の一体的かつ安定的な長期供給契約が必要である。非化石証書制度について、2026 年度中に開催する総合資源エネルギー調査会における検討を踏まえ、制度本来の目的との整合性や市場への影響を十分に考慮しつつ、同一グループ内における非化石証書の内部取引制約の緩和に向けた検討を進めるとともに、市場への供出量の減少に伴う他の事業者への影響についても適切に評価した上で、その全体像を踏まえた対応の方向性を整理する。

(国家戦略特区区域における取組の加速化)

● 医療 DX の活用を前提とした調剤業務の外部委託範囲の拡充

- ・地域における切れ目のない医療・介護提供体制の構築に向け、薬剤師が服薬指導や在宅患者への継続的フォローアップ等の対人業務に一層注力できるよう、一包化調剤の外部委託だけでなく、更なる対物業務（調剤業務）の効率化・集約化を見据え、医療 DX の活用を前提に、安全性及び調剤責任の確保を図りつつ、一包化を行わない調剤の外部委託及び委託先から患者宅への直送等に関する実証を国家戦略特区において速やかに開始することができるよう、その具体的な在り方を検討し、2026 年度中に結論を得る。

● 低軌道衛星インターネットの陸上移動中利用に関する規制緩和

- ・ロボットトラクタ等の遠隔監視・制御等のための低軌道衛星インターネットの活用ニーズが近年高まっていることを踏まえ、一部制限されている低軌道衛星インターネットの陸上移動中の利用が拡大されるよう、情報通信審議会において必要となる技術的な検討を進め、2026 年度中に結論を得る。

● フィジカル AI を活用した歩行型ロボットの公道実証実験の推進

- ・歩行型ロボットの道路使用許可の基準及び道路交通法における歩行者として取り扱われない歩行型ロボットの道路運送車両法における取扱いを明確化することで、公道における通行の実証実験を促進し、フィジカル AI の社会実装を促進するため、2026 年中に必要な措置を講ずる。

● 消防用設備等の点検での新たな技術等の導入

- ・新たな技術等を用いた消防用設備等の点検方法に関して、技術カタログに掲載されていない方法についても、点検要領に掲げる方法と技術的に同等以上の効果を有すると資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）が認める場合には活用可能であることを 2026 年度中に明確化する。

● パーソナルモビリティの速度制限の緩和

- ・スーパーシティ型国家戦略特区において、パーソナルモビリティ（移動用小型車及び身体障害者用の車）の最高速度 10km/h での走行を目指し、センサー等の技術を活用して歩行者等の安全が確保されたと確認できた条件下で、保安要員を配置せずに公道実証を行うことができるよう、公道実証に係る道路使用許可の取扱い基準を明確化する措置を 2026 年度早期に講じた上で、スーパーシティであるつくば市において道路使用許可を得て公道実証を行い、その結果等を踏まえて必要な措置を検討する。

● 公益的法人等への地方公務員の部分的な派遣の実現

- ・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、地方公務員の日単位の派遣が可能であることを明確にするための措置を 2026 年度の可能な限り早期に講ずる。
また、提案自治体が 2027 年度から開始することを想定する具体的な派遣方法の実現を目指し、総務省から提案自治体に対し、丁寧な助言等を行う。

● 救急搬送時における医師指示書等の取扱いの明確化

- ・救急搬送時における電子化された医師の指示書等の取扱いについて明確化を図るため、2026 年度につくば市において地域の医療現場等と連携した実証を行い、その結果等を踏まえて必要な措置を検討する。

● 外国人児童生徒等に対する日本語指導体制の確保・充実

- ・外国人児童生徒等への特別の教育課程による日本語指導について、現行制度上、地方公共団体と NPO 法人等が連携して管理・運営する学校外の施設においても、地方公共団体又は学校設置者が管理・運営すること等、一定の要件の下で実施可能であることを明らかにするとともに、登録日本語教員等の教員免許を有しない者が、教師の関与の下で単独で特別の教育課程の一部を指導できる方策について、2026 年中を目途に中央教育審議会における議論等を踏まえ一定の結論を得た上で、速やかに所要の措置を講ずる。また、2027 年度からの実現を目指すスーパーシティ大阪府・市からの提案に対し、文部科学省から適切に助言等を行う。

● 医療機器に該当しない民間アプリに係る広告範囲の明示

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の医療機器に該当しない民間アプリについて、その使用による効果又は性能として広告が可能な範囲を明示するガイドラインを提案主体において 2026 年中に策定し、運用開始できるよう、厚生労働省から提案主体に対して、同法上の

解釈に係る助言や周知等に係る協力を行う。

● 心不全患者の再入院予防のためのテレナーシングの更なる活用

- ・心不全患者の再入院予防のため、情報通信機器を用いた療養指導（いわゆるテレナーシング）を初回から行うなど、より効果的な指導が可能となるよう、先行事例のデータも収集しつつ、在宅療養指導料の算定対象の在り方について、令和10年度診療報酬改定に向けて検討する。

● ドローンのエリア単位でのレベル4飛行によるオンデマンド配送の実現

- ・レベル4飛行でのオンデマンド配送の実現に向け、提案自治体において2025年度に全国初となるエリア単位でのレベル4飛行及び鉄道上空飛行を実現した。当該飛行実証を踏まえ、2026年4月に国土交通省より「エリア単位でのレベル4飛行における留意事項、事例集等」を公表したところであり、当該事例集を運航者等に周知するなど、提案自治体とも連携しつつ、更なるエリア単位でのレベル4飛行の普及拡大に向けて取組を進める。

● 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

- ・建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、経済産業省及び国土交通省が連携してその適用除外のために必要な措置について検討を進め、2026年3月に結論を得たところであり、当該結論に基づき、2026年度中に高圧ガス保安法令の保安基準を措置し、可能な限り速やかに建築基準法令における措置を講ずる。また、引き続き、両省から提案自治体に対し、特例許可の取得に向けて丁寧な助言等を行う。

（その他）

● 海外のエンジェル投資家の呼び込み

- ・スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに、特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む。）向けビザを創設することについて、提案自治体において、2025年度に投資家の活動実態やニーズを把握するための調査を実施し、それを踏まえて具体的な要件や審査・モニタリング体制等について検討しているところであり、それらを踏まえ、提案自治体と関係府省庁が連携して必要な検討・調整を進める。

● 外国人美容師育成事業のフォローアップ

- ・外国人美容師育成事業について、技能実習制度から育成就労制度への移行など、制度創設時からの経済社会情勢の変化等に留意しつつ、新規の区域計画の認定は行わないこととし、現に活用している特区自治体において、運用状況に応じて、必要なフォローアップや効果検証等を行う。

● 農林調整のより着実かつ円滑な実施のための運用の更なる明確化

- ・優良農地等の市街化区域編入に当たり行うこととされている都市計画と農林漁業との調整（農林調整）について、より着実・円滑に進められるようにする観点から、適切な進捗管理、留意事項や必要書類の明確化、協議回数の最小化といった運用の更なる明確化を行う措置を、関係する法改正の施行状況等も見ながら、2026年度の秋以降できる限り早期に講ずる。

2. 国家戦略特区における規制の特例措置等の全国措置化

● 特区薬事戦略相談制度等による革新的な医療機器と医薬品の開発迅速化等を促進する支援措置の全国展開

- ・臨床研究中核病院における革新的医療機器や医薬品の研究開発を支援する措置について、全国の臨床研究中核病院で利用可能であることを、医薬品については2026年1月に明確化し、革新的医療機器については3月に通知を発出する措置を講じた。

● 小規模認可保育所における対象年齢を拡大する特例の構造改革特区制度への移行

- ・小規模保育事業A型において3～5歳のみの保育を可能とする特例を全国展開する内閣府令を2026年2月に公布した。また、小規模保育事業B型及びC型において3～5歳のみの保育を可能とする特例については、構造改革特区制度に移行する内閣府令を2026年3月に公布した。

● 地方裁量型認可化移行施設に関する特例の構造改革特区制度への移行

- ・待機児童対策として、認可外保育施設が認可保育所等に移行する際、都道府県基準を満たす場合、一定の支援の下で事業継続を可能とする特例について、構造改革特区制度に移行する通知を2026年3月に発出した。

● 一般社団法人等への信用保証制度を適用する特例の全国展開

- ・一般社団法人等が地方公共団体等の応分の負担を前提に信用保証協会の保証を受けることができる特例を全国展開する措置を、2026年4月に講じた。

● 国家戦略特別区域高度医療提供事業の全国展開

- ・高度医療提供事業に必要な病床数を基準病床数に加えて得た数を、基準病床数とみなして許可できる特例に関して、事業の運用に関する通知を 2026 年 3 月に発出した。また、その全国展開については、2026 年中に結論を得る。

3. 新たに措置された規制改革事項等

(ドローン)

● 人口集中地区におけるドローン飛行の規制緩和

- ・人口集中地区内のドローンの飛行は、国土交通大臣による許可等が必要となるところ、ドローンの産業利用拡大のため、人口集中地区のうち、工業専用地域に該当する区域については、航空法第 132 条の 85 に基づく国土交通大臣の許可等を不要とする関係告示を、2026 年 3 月に制定した。

● 農薬散布用ドローンの遠隔運航に関する規制緩和

- ・農薬散布用ドローンの飛行において、機体認証や技能証明などの一定の要件を満たす場合には、国土交通大臣による承認を得ることなく目視外飛行が可能となるよう、2026 年 3 月に、航空法施行規則を改正し、新たな通達を発出した。

(電波)

● 実験試験局を活用した実証実験における費用負担の明確化

- ・実験試験局を活用した実証実験における費用負担について、無線システムの開発者と利用が想定される者が共同で実費相当額を負担することが可能であることを明確化し、2026 年 1 月に総務省ホームページにおいてその旨を公表した。

● 特定実験試験局の使用可能な周波数の範囲等の見直し

- ・福島ロボットテストフィールド及び福島県浪江町滑走路周辺地域での 5.8GHz 帯の円滑な利用を促進するため、新技術実装連携“絆”特区内で 2025 年度に提案主体が実施した調査の結果を踏まえ、特定実験試験局の使用可能地域を見直す告示を、2026 年 2 月に制定した。

● 宇宙との 920MHz 帯通信に関する実験試験局の免許取得に係る規制改革

- ・遠隔測定等の用途で利用される 920MHz 帯の免許を要しない無線局について、当該無線局から発射された電波を人工衛星等で受信することが可能となるよう、情報通信審議会等において技術的な検討を進め、2026 年 3 月に措置した。

● 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムに係る壁損失規制の見直し

- ・多数のセンサへの電源供給等の用途で利用される 920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムについて、壁等の遮蔽物により電波を減衰させる壁損失規制を見直し、2026 年 6 月に省令等を改正した。

(医療・医薬・福祉)

● 試験研究用の豚等に対する豚熱対応としてのワクチン接種及び移動制限に関する手続の簡素化

- ・豚熱の発生予防及びまん延防止を適切に図るため、ワクチンの接種区域においては全ての豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。）への豚熱のワクチン接種を原則としている一方、異種臓器移植医療に用いるためワクチン非接種が求められるドナーブタは、農林水産省への確認の手続がなければ、ワクチン接種の除外と施設間の移動ができない。しかし、ドナーブタを含む試験研究用の豚等については、これまで適切に隔離・監視が実施されてきたこと、各試験研究等の実施計画から畜産の用に供する豚等と隔離されることが明らかであることの確認が可能であること等の理由から、このたび、ワクチン接種の除外及び他施設への当該豚等の移動に関する手続を簡素化することとして、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を 2026 年 5 月に改正した。

● 指定訪問看護事業所へのストック可能な薬剤等の対象拡大

- ・医薬品を使用する各患者の在宅療養を担う医師、薬剤師、訪問看護師等が協議のうえ、在宅患者の急な状態変化への対応として、円滑な薬剤提供を実施できるように指定訪問看護事業所における医薬品の取扱いについて、2025 年 12 月に通知を発出した。

● 心不全患者の再入院予防のためのテレナーシングの活用

- ・患者のセルフケア支援の充実や負担軽減を図る観点から、医師の指示に基づき、看護師等が退院後 1 ヶ月以内の心不全患者に対して在宅療養上必要な指導を行う際に、情報通信機器を用いて療養指導を行うこと（いわゆるテレナーシング）について、デジタル田園健康特区茅野市からの提案事項等を踏まえた中央社会保険医療協議会における議論に基づき、令和 8 年度診療報酬改定において在宅療養指導料の算定対象とした。

● 外国人介護人材の確保に向けた方策

- ・外国人介護人材の確保について、社会保障審議会福祉部会における議論を踏まえ、小規模事業所等への受入れに係る支援等を実施し、また、地域ごとに必要な確保・定着策を検討するための仕組みとして、都道府県に福祉人材確

保に係る協議会を設置することを努力義務とする改正を含む社会福祉法等の一部を改正する法律が2026年6月に成立し、公布された。

(金融)

● **プロ向けベンチャー・ファンドのファンド監査要件の除外**

- ・ファンドの販売・運用には原則として登録が必要だが、プロ向けファンドであれば届出のみで可能である。プロ向けベンチャー・ファンドは投資家の範囲が通常より拡大される一方、ファンド監査の要件が課されている。国家戦略特区内で販売・運用を行うプロ向けベンチャー・ファンドについて、①投資家について適格機関投資家等のほかはM&AやIPO等の実務経験のある者等に限定する、②全ての出資者にファンド監査を受けないことを説明して同意を得る、③ファンドの出資総額が1億円未満である場合は、ファンド監査要件を除外することについて、2026年4月に内閣府令の改正を行った。

● **地域通貨による寄附**

- ・前払式支払手段に関する内閣府令の改正（2025年11月施行）及び告示「前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を定める件」の制定（2026年3月適用開始）を行い、前払式支払手段（いわゆる「地域通貨」を含む。）による寄附について、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」（2025年1月）を踏まえ、受領者（国、地方公共団体、認可法人、共同募金会等）や金額の上限（1回当たり1万円まで）等の具体的な枠組みを整備した。

● **地方債のデジタル証券方式での発行**

- ・地方債のデジタル証券方式での発行を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（うち地方財政法の一部改正）が2026年5月に成立し、同年6月に公布された。

(その他)

● **高校卒業保育従事者による保育士試験受験時期の早期化**

- ・高校卒業後に保育従事者となっている者が保育士試験を受験するためには、受験申請時点で2年以上の実務経験が必要となっているが、受験機会の拡大・早期化と保育士確保に資するよう、試験から1年以内に2年間の実務経験を満たす見込みがある場合について、2026年度に実施される試験から受験を可能とする措置を2026年2月に講じた。

● 自家用自動車を活用した有償貨物運送の弾力化

- ・自家用自動車による有償貨物運送については、一定の台数や日数等の範囲で許可しているところ、システム等による時間管理等を前提とした台数や日数等の取扱いの弾力化を可能とするための通達の改正を、2026 年 3 月に行うとともに、各地方運輸局及び沖縄総合事務局並びに業界団体に対して周知を実施した。

● 地籍調査における都市部以外での法務局の協力等の明確化

- ・地籍調査事業における法務局又は地方法務局の協力について都市部以外の地域であっても対応可能であることを確認的に明示するとともに、山林において現地復元性を有する客観的資料が存在しない場合でもリモートセンシングデータ、現地精通者の証言等を基に関係行政機関と協議を行い筆界案を作成することは可能であることを明記した事務連絡を、2026 年 3 月に発出した。

● 遠隔授業における受講者の人数緩和

- ・専門教員を学校に配置することができず、複数学校間で同時双方向型の遠隔授業を実施する場合など、高等学校設置基準第 7 条ただし書きに基づいて生徒数が 40 人を超える学級を編制することが認められる場合について明確化する措置を、2026 年 6 月に講じた。

● 2 級河川の流水を利用したサケ・マス養殖用の稚魚生産に係る水利権申請の運用の明確化

- ・河川法第 23 条に基づく流水の占用許可について、必要となる流量観測データの取得が困難な場合に、関連データを用いて推計する流量観測の手法について提案主体に対し助言を行った。引き続き、国土交通省から事業主体や河川管理者に対して、適切な周知や助言等を行うとともに、国土交通省のガイドラインにおいて、流水の占用許可に必要な流量観測の方法を 2026 年 6 月に明確化した。